

特別企画

「のれんの減損及び償却に関する質問票及び意見交換会に関するフィードバック文書」の紹介

ASBJ 常勤委員

せきぐち ともかず
関口 智和

ASBJ 専門研究員

いぐち つとむ
井口 勉

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、我が国における企業会計基準及びその実務上の取扱いに関する指針の開発を行うとともに、国際会計基準審議会（IASB）への意見発信やその他の海外の会計基準設定主体等との連携を通じて、国際的な会計基準の開発に寄与する活動を行っている。

IASBにおいては、最近、国際財務報告基準（IFRS）の適用実績を踏まえ、IFRSで要求されている会計処理や開示のあり方についての評価を行う取組み（以下「適用後レビュー」という。）が開始されている。この適用後レビューは、基準が意図されたとおりに機能しているかの観点から、基準開発段階において特に議論となった事項、及び、基準開発段階において予見されていなかったコストや適用の課題があるか否かに着目して、原則として、新基準が強制適用となってから2年後に行われることとされている。IASBは、2013年中に、IFRS第3号「企業結合」及びこれに関連する基準についても適用後レビューを行う予定である旨を公表していたが、この適用後レビューに、2004年に改訂された内容（のれんの会計処理を含む。）が対象とされるか否かについて明らかでなかった（注：IASBは、2013年7月の会議で、IFRS第3号の適用後レビューについて、のれんの会計処理を含め、2004年に改訂された部分も対象として行う旨を暫定決定している。）。

のれんの会計処理については、2004年にIFRS第3号「企業結合」が改正された際に多くの異なる見解が示された点であるとともに、我が国関係者の関心も高く、IASBより公表された意見募集「アジェンダ・コンサルテーション2011」に対しても、当委員会より、適用後レビューを実施し、基準の改正の必要性を検討することが必要とのコメントを送付している。このため、IASBに対して、のれんの会計処理についても適用後レビューの対象とすべき旨について意見発信を行うとともに、適用後レビューを実施する際にこの点に関する支援を行うことを目的とする観点から、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）やイタリア会計基準設定主体（OIC）と協力しつつ、のれんの会計処理に関する我が国関係者の見解について聴取する等の取組みを行ってきた。当該取組みの結果は、平成25年（2013年）7月11日に、「のれんの減損及び償却に関する質問票及び意見交換

会に関するフィードバック文書」¹として公表されている。詳細については、56頁以降をご参照いただきたい。

なお、今回の取組みは、のれんに関する国際的な議論への貢献を目的としたものであり、我が国におけるのれんに関する会計処理の変更等を意図しているものでない点にご留意いただきたい。